

- 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

<p>政策目標の内容及び目標設定の考え方</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p>
---------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定
政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進
政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）
- 「世界一安全な日本」創造戦略2022（令和4年12月20日決定）

<p>施策</p>	<p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p>
<p>取組内容</p>	<p>為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。</p> <p>A 外国為替市場の安定化に向けた取組</p> <p>引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。</p> <p>また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。</p> <p>B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について</p>

て、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。

また、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等も、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

(令和5年度目標)

G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A- 1：外国為替 平衡操作実施 状況、外貨準備 の状況等の 正確かつ適時 な情報の提供 (単位：回)	作成 頻度		令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
							12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
外国為替平 衡操作実施 状況(月ベ ース)	月1回	目標値	12	12	12	12	12
			実績値	12	12	12	N.A.
外国為替平 衡操作実施 状況(日ベ ース)	年4回	目標値	4	4	4	4	4
			実績値	4	4	4	N.A.
外貨準備等 の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12
			実績値	12	12	12	N.A.
外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	N.A.
[主要] 政6-1-1-A- 2：国際収支 状況等の正確 かつ適時な情 報の提供 (単位：回)	月1回	目標値	12	12	12	12	12
			実績値	12	12	12	N.A.
本邦対外資 産負債残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	N.A.

	オフショア 勘定残高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	N. A.		
	対外及び対 内証券売買 契約等の状 況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	N. A.		
	達成割合			100%	100%	100%	N. A.		
	<p>(注) 令和4年度実績値は、令和5年6月末までにデータが確定するため、令和4年度実績評価書に掲載予定。</p> <p>国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞</p> <p>(出所) 国際局為替市場課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。</p>								

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「為替相場の動向」
- 参考指標 2 「国際収支動向」
- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

取組内容

A G 7、G 20等の国際的な議論への参画

強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。とりわけ、G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。

令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略によって世界経済が多くの困難に直面する中、G 7 及び G 20 は、重要な役割を果たしています。また、このような困難な情勢にもかかわらず、国際保健の枠組強化、IMF を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の 2 本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、中央銀行デジタル通貨、気候変動等の課題に対応するための議論も行っています。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、特に令和 5 年においては、G 7 の議長として国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取り組みを牽引していきます。

第一に、喫緊の課題であるロシアによるウクライナ侵略に対して、ウクライナ支援やロシアへの圧力に加え、エネルギー・食料不安や債務問題等の世界経済が直面する困難に協調して対処していきます。

第二に、世界経済の強靱化に向けて、気候変動、国際保健、経済安全保障、金融デジタル化、国際課税等の分野で取り組みを進めます。

第三に、デジタル化等の経済社会構造の大変容を踏まえ、今後の経済政策のあり方について多様な価値を踏まえた率直な意見交換を行います。

B 国際通貨基金（IMF）等の国際金融システム安定化の取組への参画

平成 20 年秋の金融危機発生以降、国際通貨基金（IMF：用語集参照）は、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。

また、IMF は、危機予防目的の資金支援等や、加盟国へのサーベイランス（政策監視）の一層の強化、G 7、G 20 への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う未曾有の危機に対しては、IMF は、緊急融資制度を強化し、計 87 か国に対して 18 兆円を超える支援を提供するなど、世界経済を支える重要な役割を果たしています。

我が国は、6,500 億ドル相当の特別引出権（SDR）の新規配分や、新たに配分された SDR の使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分された SDR を脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMF の活動を積極的に支援しています。

我が国は、IMF を通じて国際金融システムの安定を実現すべく、今後も IMF の議論に積極的に参画し、IMF の更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMF が真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフの増加のために努力も続けていきます。

また、アジア地域では、令和 5 年にインドネシアとともに共同議長を務める ASEAN + 3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政 6-1-3 参照）。

以上のような、G 7、G 20、IMF 等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、これに取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政 6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(令和 5 年度目標)

G 7、G 20 等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMF をはじめとする

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国際通貨基金 (IMF) への主要国出資」
- 参考指標 2 「IMF の融資状況」
- 参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」
- 参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」
- 参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」
- 参考指標 6 「IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員等を含む)」
- 参考指標 7 「IMF のセーフティネットの規模」
- 参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

取組内容

アジア地域は、新型コロナウイルスの影響から回復しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵略による食料及びエネルギー不安の高まり、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇と金融条件の引き締め等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済がポストコロナにおいて持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。

日本は、令和5年にインドネシアとともに共同議長を務めるASEAN+3 (日中韓) 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。

二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ取極 (用語集参照) の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。

A 多国間の地域金融協力

アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。我が国は、第26回ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議 (令和5年5月) の機会も活用しつつ、ASEAN+3財務トラックの共同議長国として、パンデミックや自然災害等に対応するための新たな支援ツールの検討など、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。

また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視を行う役割を担う「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO)」 (用語集参照) は、令和4年12月に採択された新戦略のもと、サーベイランスやメンバー国向けの技術支援等の強化を掲げており、日本は引き続きこうした取組を支援していきます。

さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ (用語集参照) については、平成22年11月

に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）による、現地通貨建て債券への保証（令和4年9月末時点で累計56件、累積保証残高2,762百万米ドル）など多くの成果が実現しており、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、現地通貨建て債券市場の規模が約19倍に拡大しているほか、債券の発行体や債券の種類も多様化しています。新たな3年間の中期ロードマップの策定をはじめ、引き続き本イニシアティブに積極的に貢献し、アジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。

ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF：Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）については、平成31年4月にSEADRIF保険会社が設立され、令和3年2月にラオスを対象とした災害保険を開始したほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を進めています。こうした災害リスクファイナンスに係る取組みをASEAN+3金融協力の主要な柱とするため、アクションプランを策定し、ASEAN+3財務トラックの定例議題として推進していきます。

また、金融のデジタル化の域内での急速な進展を踏まえ、日本から「金融デジタル化の進展によって出現する新たな機会と課題」について議論することを提案し、令和4年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において承認されました。これを踏まえ、各国の金融デジタル化に関する最新状況の把握、チェンマイ・イニシアティブなどの既存の金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言など、引き続き議論を主導していきます。

B 二国間の金融協力

多国間（マルチ）の地域協力の枠組に加え、二国間（バイ）の取組も重要です。特に、ASEAN、インド等のアジアの国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

ASEAN諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの5カ国との間で二国間通貨スワップ取極を締結しています（令和4年12月時点）。これらの取極を通じて、ASEAN地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を令和3年8月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとの間では、資本市場の育成や金融規制についてのディスカッションや両国のマクロ経済についての情報交換を行っているほか、平成31年2月に二国間通貨スワップ取極を締結しています。また、令和4年6月には初の次官級の日印財務協議を開催しています。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

（令和5年度目標）

令和5年は日ASEAN友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ

ブ、S E A D R I F等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

[主要] 政6-1-3-B-2 : アジア各国との二国間金融協力の取組

(令和5年度目標)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1 : ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達 の状況(現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比)	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値
	目標値	-	-	-	100% 以上	100% 以上
実績値	112.5%	118.1%	112.8%	N. A.		

(注1) ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算した上で対前年比を測定。

(注2) 令和4年度の実績値は、令和5年6月頃に確定し、令和4年度の実績評価書に記載します。

(出所) Asian Bonds Online (令和4年12月19日時点の公表値)

(目標値の設定の根拠)

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額(再掲)」
- 参考指標2「日本-AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」
- 参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ取極」
- 参考指標4「サーベイランスの実施状況(ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数(代理レベル含む))」

施策

政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

取組内容

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転して

いくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和3年6月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じており、F A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく速やかな資産凍結を実施しています。さらに、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。

また、F A T F やG20等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策（以下、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）に関するF A T F 勧告の実施等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月）に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査ガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

（令和5年度目標）

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F 勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

（目標の設定の根拠）

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	N.A.	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	1	3	N.A.	
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	1	3	N.A.		

(注) 令和4年度の実績値は、令和5年3月末に確定し、令和4年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値(割合)を設定しました。

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	249	238	238	226	223
		実績値	238	226	223	N.A.	
	外国為替検査の実施件数	目標値	110	110	90	110	N.A.
実績値		109	15	85	N.A.		

(注1) 令和4年度の実績値は、令和5年3月末に確定し、令和4年度実績評価書に記載します。

(注2) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(注3) 外国為替検査の目標値については、令和5年7月～8月に令和5事務年度(7月～翌年6月までの期間)の検査計画を策定することとしているため、令和6年度実施計画に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和3年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

政6-1-4-A-3：外為法	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
----------------	----	-------	-----	-----	-----	--------

令等遵守に係る説明会の実施状況	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	15	10	16	N. A.	
<p>(注) 令和 4 年度の実績値は、令和 5 年 3 月末に確定し、令和 4 年度の実績評価書に記載します。 (目標値の設定の根拠)</p> <p>外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月 1 回程度実施するよう上記目標値を設定しました。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲(総5-1:参考指標 3)】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」 					

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用					
取組内容	<p>我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。</p> <p>昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。</p> <p>また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、引き続き、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。</p>					
定性的な測定指標						
[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組						
(令和 5 年度目標)						
迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつ						

つ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。	
(目標の設定の根拠) 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政策目標に係る予算額	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度当初	令和 5 年度行政事業レビュー番号
(項) 事務取扱費	1,923,675 千円	3,447,056 千円	2,604,411 千円	2,374,668 千円	
(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	1,923,675 千円	3,447,056 千円	2,604,411 千円	2,374,668 千円	
(項) 諸支出金	248,003,418 千円	268,268,473 千円	348,074,791 千円	426,363,595 千円	
(事項) 手数料等に必要な経費	248,003,418 千円	268,268,473 千円	348,074,791 千円	426,363,595 千円	
(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	813 千円	758 千円	747 千円	749 千円	
(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	813 千円	758 千円	747 千円	749 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	431,602,131 千円	506,935,763 千円	496,251,843 千円	489,590,531 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	431,602,131 千円	506,935,763 千円	496,251,843 千円	489,590,531 千円	
合計	681,530,037 千円	778,652,050 千円	846,931,792 千円	918,329,543 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局 (総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課)	政策評価実施予定時期	令和 6 年 6 月
--------------	---------------------------------	-------------------	------------

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

<p>政策目標の内容及び目標設定の考え方</p>	<p>新型コロナウイルスによるパンデミックと、それに続くロシアのウクライナ侵略によって、世界経済は大きな転換点を迎え、複雑化する状況の中で多くの困難がもたらされています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。</p> <p>こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p>
---------------------------------	---

<p>上記の「政策目標」を達成するための「施策」</p>	
<p>政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用</p>	
<p>政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等</p>	
<p>政6-2-3 : 債務問題への取組</p>	
<p>政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援</p>	

<p>関連する内閣の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定） ○ 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）
---------------------------	--

<p>施策</p>	<p>政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用</p>
<p>取組内容</p>	<p>我が国は、SDGs（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年2月10日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。</p> <p>財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照）等）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:</p>

	MDBs) (用語集参照) 及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行(JBIC)の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。
--	---

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>(令和5年度目標)</p> <p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	<p>政6-2-1-B-2: 国際協力銀行(JBIC)を通じたその他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用</p> <p>(令和5年度目標)</p> <p>JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF(民間資金)の実施状況」 ○参考指標2 「円借款実施状況」【再掲(総5-1:参考指標5)】 ○参考指標3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標4 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標5 「国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況」【再掲(総5-1:参考指標6)】
施策	政6-2-2: 有償資金協力(国際協力機構(JICA))を通じた支援並びに国際協力銀行(JBIC)及び国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援等
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力(JICA)を通じた支援やJBIC業務、MDBsに関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>A 有償資金協力(JICA)を通じた支援</p> <p>開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、円借款や海外投融資(用語集参照)の更なる迅速化や、ハイスpekク借款(用語集参照)、サブ・ソブリン向け円借款(相手国政府保証の免除)及びドル建て借款といった制度拡充を実施し、その運用をしています。また、令和2年4月、途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援するため、「新型コロナ危機対応緊急支援</p>

円借款」を創設しました。

円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとするMDBsとの連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などのMDBsとの連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

また、J B I Cは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証又は一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設しました。

また、令和4年7月には、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援する「サステナビリティ推進ウインドウ」、及びサプライチェーン強靱化や質高インフラ展開、海外における新たな市場創出を支援する「グローバルバリューチェーン強靱化ウインドウ」の2つのウインドウからなる、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設しました。

こうした枠組の活用や、J B I Cの更なる機能強化を通じ、開発途上国等を支援していきます。

C M D B s等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきた途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化といった取組について、途上国における具体的なプロジェクトにつなげるため、MDBsに設置された日本信託基金を通じて、積極的に支援していきます。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開

発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。例えば、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、IDA第20次増資（IDA20）において、歴史上初めて1年前倒しの上、令和3年12月に増資に合意しました。IDA20では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置づけられています。また、令和4年9月には、IDA20の増資期間の開始（令和4年7月より）にあたりIDA20のローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が確認されました。

加えて、令和4年12月には、サブサハラ・アフリカ地域の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、3年に一度の増資が合意されました（第16次増資（AfDF16））。AfDF16においては、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や保健、債務持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。今後、今回の増資で合意された内容が着実に実施されていくよう、我が国としても引き続き働きかけていきます。

世界銀行をはじめとするMDBsが、気候変動や国際保健等の地球規模の課題への対応強化を通じて、開発効果の最大化を図るための検討が行われています。こうした取り組みに積極的に参画し、MDBs等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）は持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は国際場裡におけるUHCの議論を先導しており、日本議長下のG20においては、世界銀行からのインプットを得つつ、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめ、コミットメントを確認することができました。さらに、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。令和3年のイタリア議長下のG20では、包摂的で強靱な国際保健システムの強化、G20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進に合意しました。加えて、将来のパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）を強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）」の設立に合意しました。

令和4年のインドネシア議長下のG20では、UHC達成や財務・保健当局の連携を促進することの重要性が確認され、JFHTFが引き続き延長されることとなりました。

また、世界銀行には、令和4年9月にパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）向けとして既存の保健システムにおける資金ギャップに対処する新たな資金メカニズムであるパンデミック基金（The Pandemic Fund）が設立され、財務省としても、創設ドナーとして同基金に貢献しています。さらに、アジア開発銀行では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付けており、財務省は、令和3年4月から、アジア開発銀行の日本信託基金への拠出を通じて、技術支援やグラント供与を支援しています。

今後も、関係省庁・機関や、世界銀行・アジア開発銀行・世界保健機関（WHO）といった国際機関と連携を深めながら、財務・保健当局の連携枠組みのさらなる強化、公衆衛生危機に際して大規模な資金を迅速に提供するサージファイナンスのしくみの構築などを通じ、パンデミック P P Rを含む国際保健枠組みの強化や、UHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）、更には平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（C O P 16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G 7、G 20及びC O P等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（Just Energy Transition Partnership：J E T P）において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。また、令和3年11月に開催されたC O P 26で立ち上げが発表されたアジア開発銀行（A D B）のエネルギー・トランジション・メカニズム（E T M）は、実施に向けた取組がA D Bとパートナー国の間で進められており、財務省は本メカニズムへの最初のドナーとして貢献しています。加えて、自然災害リスク保険を活用し、太平洋島嶼国等において、災害発生時の迅速な資金供与を支援しており、引き続き災害リスクファイナンスを含む適応分野について、国際協調を促進していきます。今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、最前線で戦うウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。我が国は、令和4年6月までに6億ドルのウクライナ向け財政支援借款をはじめ、ウクライナ及び周辺国・ウクライナ情勢の影響を受けた国々向け人道・食料関連支援も含め計約11億ドルの支援を表明しました。令和4年度第2次補正予算に盛り込まれた関連予算も、ウクライナ及び周辺国を支援するために活用していきます。国際社会ではウクライナの復旧・復興を見据えた議論も進んでおり、我が国としても、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討しています。財務省では、膨大な支援ニーズに応えるため、M D B sの知見を活用しつつ、ウクライナへの財政支援や、復旧・復興支援、J B I Cの機能強化等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（令和5年度目標）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画してまいります。また、IDA20やアフリカ開発基金（AfDF）等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけてまいります。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

（令和5年度目標）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画してまいります。

（目標の設定の根拠）

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（令和5年度目標）

G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）に係る議論等に積極的に参画してまいります。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（令和5年度目標）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じてまいります。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っています。

（目標の設定の根拠）

令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（MDBs）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績」
-------------	---

施策	政6-2-3：債務問題への取組
-----------	-----------------

取組内容	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世銀の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しており、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。</p> <p>G20及びパリクラブは、令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」（以下、DSSI）に合意しました。また、令和2年11月には、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）に合意しました（DSSIは令和3年12月末に失効）。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しております。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、我が国が主導してプロセスを進めております。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。</p> <p>今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p>
-------------	---

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

（令和5年度目標）

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権国に対

	<p>する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。</p>
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<p>該当なし</p>
<p>施策</p>	<p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
<p>取組内容</p>	<p>開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。</p> <p>この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力を積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構：用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で取り組むことができるよう、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締り等に関する協力関係の強化に取り組んでいきます。</p> <p>同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。</p> <p>なお、今年度は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、対面形式での交流・セミナー等を検討しますが、オンライン形式の効果が認められる部分については、同形式も併用した交流・セミナー等も検討していきます。</p> <p>政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。</p>

定量的な測定指標							
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 目標値	
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	
	実績値	99.0	99.0	99.6	N. A.		
(注) 令和4年度の実績値は、令和5年6月に確定し、令和4年度実績評価書に記載します。 (出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課							
(目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」						

政策目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	147,509,923 千円	104,998,911 千円	150,329,198 千円	82,813,243 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	147,509,923 千円	104,998,911 千円	150,329,198 千円	82,813,243 千円	
内 アジア開発銀行等拠出金	95,158,094 千円	57,418,106 千円	102,687,985 千円	34,582,052 千円	0026~0046
内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	51,440,000 千円	47,020,000 千円	47,090,000 千円	47,840,000 千円	0047
内 米州投資公社出資金	501,861 千円	162,498 千円	159,004 千円	-	0048
その他	409,968 千円	398,307 千円	392,209 千円	391,191 千円	行政事業レビューの対象外
合計	147,509,923 千円	104,998,911 千円	150,329,198 千円	82,813,243 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局(総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課)、関税局(参事官室(国際協力担当))、税関研修所、財務総合政策研究所(総務研究部国際交流課)	政策評価実施予定時期	令和6年6月
-------	--	------------	--------

○ 政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

<p>政策目標の内容及び目標設定の考え方</p>	<p>国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和3年6月に改訂、令和4年6月に追補）、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。</p> <p>財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p>
---------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

<p>関連する内閣の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定） ○ 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）
---------------------------	--

<p>施策</p>	<p>政6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進</p>
<p>取組内容</p>	<p>国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでもJICAによる有償資金協力やJBIC等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICAによる有償資金協力やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。</p> <p>A JICAによる有償資金協力を通じた支援</p>

JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月)等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、STEPについて、平成30年12月に、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資(用語集参照)業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額について、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。さらに、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移しました。

こうした制度改善等を踏まえ、有償資金協力の活用を通じて日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B JBICを通じた支援

平成27年5月21日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまでJBICの機能強化を図ってきました。令和4年6月には、株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部を改正し、先進国におけるJBICの輸出金融・投資金融の対象について、業種横断的な観点から拡大し、支援を強化しました。具体的には、先進国においてもリスクテイクが必要となる、デジタルをはじめとした先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、先進国を含む世界共通の課題である気候変動に対処するための温室効果ガス削減の取組、先進国・途上国の区別なく広がるサプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業に係る業務の対象を追加しました。

7月には、「ポストコロナ成長ファシリティ」を発展的に拡充し、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設しました。同ファシリティは、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援する「サステナビリティ推進ウインドウ」、及びサプライチェーン強靱化や質高インフラ展開、海外における新たな市場創出を支援する「グローバルバリューチェーン強靱化ウインドウ」の2つのウインドウからなるものです。

今後とも、JBICが有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、JBICの更なる機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組					
（令和5年度目標） 日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。					
（目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。					
【主要】政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組					
（令和5年度目標） JBICにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」や「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、更なる機能強化を行う事で、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。					
（目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標1「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標2「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】				
政策目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）		政策評価実施予定時期	令和6年6月	